

2025 年度株式会社日本教育クリエイト介護員養成研修事業
介護員養成研修（通信形式）学則

（事業者及び事業所の名称、所在地）

第1条 本研修事業は下記の事業者（以下「事業者」という。）が下記事業所（以下「事業所」という。）において実施する。

事業者の名称	株式会社日本教育クリエイト
代表者氏名	代表取締役 鳥居敏
事業者の所在地	東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト7階
事業所の名称	株式会社日本教育クリエイト 三幸福祉カレッジ
事業所の所在地	新潟県新潟市中央区東大通 2-5-8 東大通野村ビル5階

（事業の目的）

第2条 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した基本的かつ適切な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。
また、福祉の心を育成し、広く福祉社会に貢献することを目的とする。

（形式）

第3条 事業者は、事業所において、通信形式により本研修事業を実施する。

（実施課程及び研修事業の名称）

第4条 実施課程及び研修事業の名称は次のとおりとする。

（1）介護職員初任者研修課程

株式会社日本教育クリエイト三幸福祉カレッジ 介護職員初任者研修課程（通信形式）

（年間事業計画）

第5条 2025年度の研修事業は、下記の計画のとおり実施する。

会場	回数	実施期間	募集定員
新潟	第1回	2025年4月8日から2025年12月7日	12名
新潟	第2回	2025年4月30日から2025年12月29日	12名
新潟	第3回	2025年5月27日から2026年1月26日	12名
新潟	第4回	2025年6月7日から2026年2月6日	12名
新潟	第5回	2025年7月6日から2026年3月5日	12名
新潟	第6回	2025年7月8日から2026年3月7日	12名

新潟	第 7 回	2025 年 8 月 20 日から 2026 年 4 月 19 日	12 名
新潟	第 8 回	2025 年 9 月 29 日から 2026 年 5 月 28 日	12 名
新潟	第 9 回	2025 年 10 月 29 日から 2026 年 6 月 28 日	12 名
新潟	第 10 回	2025 年 11 月 2 日から 2026 年 7 月 1 日	12 名
新潟	第 11 回	2025 年 12 月 9 日から 2026 年 8 月 8 日	12 名

(受講対象者)

第 6 条 受講対象者は、次の者とする。

- ・ 第 1 回～第 11 回

介護職員初任者研修における知識・技術を習得することを目的とする者

(研修参加費用)

第 7 条 研修参加費用は下表に示すとおりとする。

回数	内訳	金額 (税込)	納付形態	納付期限
第 1 回～ <u>第 11 回</u>	受講料 (テキスト代含む)	49,500 円	一括納入	教材到着後 10 日以内

(使用教材)

第 8 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- (1) 介護職員初任者研修

一般財団法人長寿社会開発センター 介護職員初任者研修テキスト

(研修カリキュラム)

第 9 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添 1 の 1 のとおりとする。

(研修会場一覧)

第 10 条 研修において使用する講義会場及び実技演習会場は、別添 3 のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第 11 条 研修を担当する講師は別添 4 の 1 のとおりとする。

(申込手続き)

第 12 条 受講に係る申込手続きは次のとおりとする。

- (1) 案内書に同封の申込用紙を郵送またはファックス、ホームページ、電話にて申込みを行う。
- (2) 記載されている内容をもとに、受講受け入れ可能者に対して教材を送付。受講料振込の案内を書面にて通知 (8 日以内に教材等返却の場合は申込解除とし、キャンセルが

できる)。

また、定員以上に達した場合は、受講条件を満たす申込者のうち先着順にて受講していただく。

(3) 入金確認をもって受講手続きを完了とする。

(受講時等の本人確認方法)

第13条 通学講習初日に次のいずれか証明書をもって、本人確認を行う。

- (1) 運転免許証
- (2) パスポート
- (3) 住民基本台帳カード(生年月日が記載されているものに限る)
- (4) 保険証
- (5) 住民票
- (6) 戸籍謄本、戸籍抄本
- (7) 年金手帳
- (8) 登録証(国家資格を有する方)
- (9) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (10) 在留カード
- (11) マイナンバー(顔写真のある表のみ)

(通信形式による研修の実施方法)

第14条 通信形式による研修は次に定める方法により実施する。

- (1) 自宅での個別学習の方法
計4回のレポート課題によることとする。
- (2) レポート答案の合格水準及び評価方法
評価は100点満点中70点以上を理解度に達する認定基準点とし、これに達しない場合は再提出による理解度の確認を求める。尚こうした場合又はやむを得ず提出期限に遅れたものに関しては、レポートの提出最終締切日までに提出を求めることとする。
- (3) 個別学習への対応方法
レポート課題に係る質疑等は、電話、FAX、郵便等により各科目の担当講師が随時対応することとする。

(科目免除の取扱い)

第15条 科目の免除についてはこれを認めない。

(研修修了の認定方法)

第16条

- (1) 修了の認定は、次のすべてを満たす受講者に対して行う。

- ① 第9条に定めるカリキュラムを全て履修していること。
- ② 「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価されること。
- ③ 修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業所によって確認されること。
- ④ 提出された全てのレポート答案が事業者の定める水準を超えるものであることが確認されること。

- (2) 修了評価は第9条に定めるすべてのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。

なお、当該筆記試験については100点を満点評価とし、70点以上で修了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

- (3) 合格に達しなかった受講生については、再試験の受験前に必要な補講を受講した上で再試験を受けることとする。

（研修欠席者の取り扱い）

第17条

- (1) 理由の如何に関わらず10分以上遅刻した場合は欠席とする。

（補講の取り扱い）

第18条 研修の一部を欠席したものでやむを得ない事情があると認められる者については受講会場の次期クラスや他会場クラスにて同科目の振替受講を受けることにより科目履修完了とする。また、通学初日にてオリエンテーションを行うため、初日欠席の際は全日程振替（クラス変更）となる。

振替の申出は「振替届」にて事前申出を原則とする。

振替受講に係る受講料は無料とする。

修了評価で合格に達しなかった受講生については再試験の受験前に必要な補講をした上で再試験を受けることとする。

また、受講会場の同期クラス、他会場または次期クラスにて同科目の振替受講できない場合は個別に補講を受けることにより科目履修完了とする。

補講に係る補講料1時間3,000円とする。

（受講の取消し）

第19条 次の各号に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 事業者の定める受講料支払規定に反する者

(4) 当研修をとおして、介護業務の従事者としての資質に著しく欠けると判断される者

(修了証明書の交付)

第20条 事業者は第16条により修了を認定されたものに対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第21条

- (1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

(研修事業実施担当部署)

第22条 研修事業は当社三幸福祉カレッジで行う。

(その他)

第23条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては事業者がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は 2025年 7月 1日施行する。